



バンコク気候会議ハイライト

2012年9月3日月曜日

月曜日午前、COP 18/CMP 8次期議長が締約国とオブザーバーがドーハに寄せる期待に関するオープンエンドの非公式協議を開催した。午後には、ADPのビジョンに関するADP第1作業ラインのラウンドテーブルが行われた。また、AWG-LCAのストックテイキング・コンタクトグループやAWG-KPコンタクトグループも午後で開催された。AWG-KP及びAWG-LCAの下ではコンタクトグループ及び非公式協議が終日行われた。

ADP

ラウンドテーブル: ADPのビジョン: 討議の中で“各国の事情 (national circumstances)”とは何を意味し、それをADPでどのように調整するのかという問題や、“すべてに適用可能”という用語の理解、幅広い参加の促進のしかた、ADPの作業にいかにか“柔軟性”を組み込むかという問題、及びADPのビジョンという文脈に条約の諸原則をいかにか適用するかという問題等に関連して共同議長が提起した課題が取り上げられた。

多くの国が適用の普遍性 (universality of application) は適用の画一性 (uniformity of application) を意味するものではないと強調した。ナウルは、AOSISの立場から、“気候に効果的な”成果を求め、現在の議論は長期的な会話の始まりに過ぎないとした上で、現在の議論が将来のいかなる議論をも予断するものであってはならないと述べた。

シンガポールは、締約国の貢献について議論する前に各国の事情に関するコンテキスト及び制約について理解しておくべきだと強調し、定型の方式や“画一的な”アプローチはせず、緩和行動は各国が定めるものであり、国際的に押し付けられるものではなく、また法的形式の問題を侵害するものではなく、全員参加は各国の事情を認識し、受け入れるものであるべきだと主張した。

グレナダは、柔軟性によって“各国の差異ある参加”は認められており、“野心ある適応”は気候変動と持続可能な開発を統合する道筋であると強調した。

EUは、経済成長と排出問題の切離し、すべての排出促進要因に対処する最小コストでの緩和行動、最も能力がある国々向けの絶対排出削減目標、及び“約束の領域”に反映されるスコープと厳格性について主張した。

パキスタンは、“すべてに適用可能”という用語は各国の事情と条約の諸原則の両方を考慮に入れるべきだと主張し、幅広い参加については、緩和だけを対象とするものなのか、適応及び資金の両方に適用されるものなのか明確にするよう求めた。

ガンビアは、LDCの立場から、先進国がリーダーシップを発揮した場合のみ幅広い参加が可能となると述べた。フィリピンは、幅広い参加を実現するための実施手段について強調した。

サウジアラビアは、各国の事情が核心であるとのシンガポールの主張を支持し、いかなる国の貢献も“過去、現在、将来にわたって国家が主導する”と述べた。

将来の枠組みの柔軟性については、日本が、UNFCCCの枠外のイニシアティブを包含することにより、幅広い参加のバランスをとる必要があり、環境的な効果がなくてはならないと強調し、社会経済状況の進展に合わせた形で条約の諸原則を解釈するよう求めた。

インドは、衡平性及びCBDRは取組みの義務や性質及びレベルを決定する上で重要な“指針となる規範”であると強調した。バルバドスは、全員参加の重要性を述べたうえで、これが法的形式やルールに係る“最下位争い”を暗示するものであってはならないとし、すべての締約国の信頼を享受することと公平な実効性ある気候条約を設計することとの間で慎重にバランスを取るよう求めた。

米国は、行動自体に多様性があるのであって、締約国が行動するかどうかという話ではないとし、全員参加と新技術及び気候政策と開発政策の統合が特に更なる行動を促進するものであると述べ、時間の試練に耐える柔軟な法的文書について主張した。さらに、諸原則が先進国と途上国を人為的に分断させる要因であってはならないとし、合意はすべてに適用可能なものとすべきだと述べた。

依然としてつづく途上国の貧困やエネルギーアクセスや衛生の欠如について言及し、ボリビアはキャパシティの不足を強調し、行動を起こすには技術及び資金的な支援が必要であり、この支援に対するアクセスが促進されなければならないと述べた。また、リオ+20の成果文書が条約の諸原則、特に衡平性とCBDRを再確認していることを想起し、各国の事情とキャパシティ及び優先順位は関連していると述べた。

気候の目的を確保するために、チリは、野心を妨害したり責任逃れを可能にしたりするような形でCBDRは解釈されるべきではないとし、開発と気候保護は相互補完的なものであり、目標と衝突するものではないと考えるべきだと主張した。さらに、個々の約束の実現方法に係る柔軟性や、崇高な野心に報いるインセンティブ及びそうした野心を実現させるための報酬、及び衡平性や公平性に関する共通理解について述べた。

会合の終了にあたり、ADPのDovland共同議長は、ドーハでADPの作業をどのように整理し体系化するか締約国のアイデアを期待するとし、水曜日に本件に関する議論を行うと述べた。

AWG-LCA

コンタクトグループ: 午後には交渉の進展に関するスピノフグループからの報告が行われた。

共有ビジョンについては、ファシリテーターのZou Jiに代わり、AWG-LCAの Aysar Tayeb議長が地球規模の目標の数値とピーク期の時間枠について最初に取り上げるべきかどうか意見が分かれたことを伝え、AWG-LCA 完了後に本件をどの組織で議論すべきかという議論には未だ入っていないと述べた。

先進国の緩和については、ファシリテーターのAndrej Kranjcが実質的な問題と今後の方策について有意義な意見交換が行われたと報告し、さらに数値目標や進展を測定するためのアプローチについての議論を進める必要があるとのことで締約国の意見は一致したとも言い添えた。

途上国の緩和については、ファシリテーターのGary Theseira がスピノフグループでドーハの成果を構成する要素についてのメモについて検討したことを報告し、構成要素として、NAMA及び支援の強化に対して繰り返される要請やNAMAの多様性の理解に関するさらなる議論、支援のMRVのためのガイドライン整備、及び地域別ワークショップやガイドライン及びハンドブック等を通じたNAMA作成及び実施のための各国のキャパシティビルディングのための提案があると締約国によって特定されたと伝えた。

REDD+ 資金供与については、ファシリテーターのYaw OsafoがREDD+のインセッション・ワークショップを踏まえたグループでの討議について報告し、指針となる諸原則や、資金の拡充や促進に必要なイネープリング環境、さらに模索する必要がある問題、及びREDD+の完全実施のための資金供与にインセンティブを付与するためにドーハから発信すべきシグナルに焦点をあてた。また、REDD+理事会の設置や登録簿、保険または準備メカニズム、レビュー及び規制のための組織を含め、必要となる制度的なアレンジについて豊富な意見交換が行われたことを報告し、締約国による検討のためさらに非公式な形で情報を更新した最新のメモを準備する予定だと伝えた。

セクター別アプローチについては、ファシリテーターのGeorge Wamukayaが全体的なフレームワークに関する4つのオプションについて意見交換が行われたが、意見の相違は残っていると報告した。バンカー燃料については、5つのオプションを今後の議論で絞っていくことになるかと報告した。

各種アプローチについては、ファシリテーターのAlexa Kleysteuberが要素のマップが盛り込まれた情報メモをベースに行われたグループ討議について報告し、各種アプローチの骨組みについては目的や役割についての意見交換を行ったことを伝えた。NMMについては、モダリティー及び手続に関して生産的な議論が行われたと強調した。

AWG-LCAのTayeb議長は、AWG-LCAコンタクトグループで議論された課題の進展について報告した。対応措置については、ドーハに向けて決定書のテキストを作成すべきかどうかという点と、どの組織でユニラテラルな措置の問題に対応すべきかという点について様々な意見があったと伝えた。

適応については、適応のための実施手段や2013-2015年の資金供与、資金とのリンクージ、LDC以外の国々向けの国別適応計画、及び条約の触媒的な役割といった問題について特に追加的な作業が必要であると特定された。一方、意見が分かれた問題は、AWG-LCAがこれらの問題にもっと対応すべきかどうかという点と追加的な決定書が必要かどうかという点であったと述べた。

技術については、CTCN とTECとの関係、両機関で追加可能な機能、IPRなどが懸案事項として特定された。これらの問題をさらに検討するという事で締約国の合意が得られたが、その方法と時期については意見がまとまらなかったとした。

資金については、2012年～2020年の資金供与、早期開始資金及び資金援助のMRV等を中心とした議論が行われたと報告した。AWG-LCAの下でさらなる議論が必要か否かという問題や資金問題をさらに検討するための方法や場所については意見が分かれた。

キャパシティビルディングについては、懸案事項に対応するための場と方法に関する問題やAWG-LCAが追加的な指針を提供すべきかどうかという問題について様々な意見が出されたことが伝えられた。

レビューについては、ファシリテーターのGertraud Wollanskyがレビューのスコープに関して2つのオプションが提起されたことが伝えられた。1つは決定書1/CP.16 パラグラフ138 (レビュー)に基づく案で、もう1つが条約の下での約束の実施について、途上国向けに提供される実施手段を含めたスコープをさらに定義するというものである。専門家によるインプットの検討については、ドーハで発足予定のレビュー専門家グループまたはSBSTA/SBI合同コンタクトグループで議論するという2つの選択肢があると説明した。

EIT及びCOPによって認識された特殊事情を抱える国々については、AWG-LCA副議長の下で現在進行中の協議について報告があった。

AWG-LCAのTayeb議長は、ドーハ以後にその問題に関する追加作業が必要かどうかという点や問題への対応に適した組織についての意見が分かれたため、バンコク交渉での進展は限定的なものとなったと結論づけた。

スイスは、EIGを代表し、コンタクトグループの“重点や性質”を変えることがないように釘を刺し、スピンオフグループでの議論に注力するよう求めた上で、スピンオフグループでの議論のためのトピックは

AWG-LCAの下での“合意ある成果”を補完すべきであると述べた。また、87ヶ国からの緩和の誓約や、適応、技術、資金に関して新たにできた課題などAWG-LCAでの成果を強調した。

オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、資金・技術・キャパシティビルディングのための“恒久的な本部”の設置は決して取るに足らぬ仕事ではないとし、新たに設置されたメカニズムの下でもこの作業が続けられるのだと強調した。

フィリピンは、AWG-LCAの作業が完了していないことを強調しつつ、BAP実施で進展していない領域について検討するよう要請した。また、実施手段を提供することは途上国が条約に基づく義務を履行する上で重要であると強調した。

EUは、誓約の明確化とREDD+ 資金及びバンカー燃料問題での進展を求めつつ、実施のギャップの規模について“より良いテクニカルな理解”を築く必要があると強調した。

コロンビアは、BAPが“長期的な展望”を築いたとし、明確な終着点はないと述べ、AWG-LCA後のシナリオへの移行を模索することを提案した。

ケニアは、アフリカン・グループの立場から、技術的な問題に関する“非常に包括的な”決定がドーハで必要となると述べ、本件を前進させるためのプロセスを求めた。

インドは、同作業を進めるためには、排出量のピーク期の時間枠や長期的資金及び貿易関連のIPR問題を含め、技術的な問題や政治的な問題の特定作業もドーハで完了させることはできないだろうと示唆した。また、AWG-LCAの“成功裏の完了”はダーバン決議の重要な要素であると指摘した。

南アフリカは、比較可能性や資金、技術及び適応といった問題が明確になっていないと指摘し、カンクン及びダーバンで設置された組織は条約に基づく約束の議論の場としては相応しくないとし、ドーハで論理的帰結に至るため、こうした問題に関する実質的な議論に入るよう求めた。

シンガポールは、AWG-LCAで現在起こっている“厳粛なる現実”について最新情報が提供され、我々は“表面化した意見の相違”を抱えて意見の収束に向けて大きな進展がなされていないと述べた。また、ドーハでAWG-LCAを完了するための決議が必要だと述べた。米国は、AWG-LCAを完了させるための決議は必要ではないが、これを延長させる場合は正式な決定が必要とされると述べた。

サウジアラビアは、意見が分かれている領域で収束させる必要があるとし、問題解決に向けて革新的な手段を見つけなければ将来的に“何度もぶり返す”ことになることになると述べた。

閉会にあたって、AWG-LCAのTayeb議長は議題項目の終了が議論の終了を意味するものでも作業が継続できないという意味になるものでもなく、全員がAWG-LCAの作業完了を願っているのだと結んだ。

AWG-KP

コンタクトグループ: 午後、AWG-KPの Diouf議長がストックテイキング会合を開催した。数値・テキストに関するスピノフグループの共同ファシリテーター Jürgen Lefevereは、野心レベルの引上げについては共通の目標があるように見えるが、その方法と時期については意見が分かれているとの報告を行った。第2約束期間に関する非公式協議では、AWG-KP副議長のJukka Uosukainenが、約束期間のギャップに対処するために必要な要素をドーハでもっと明確にしなければならないと指摘し、今は締約国がこうした要素に関するテキストの提案を改善し、作成する時なのだとして強調した。

EUは、ドーハに向けて中心地から発せられた明確なマンデートを確実にするため、バンコクから出てくるテキストを要請した。オーストラリアは、レビューは全ての締約国を含めるべきであり、超過達成が繰り越し制限において不利益を被るものであってはならないと述べた。セントルシアは、AOSISの立場から、3°Cの世界の結果が十分に吟味されていないと述べ、野心の欠如に対する深い懸念を訴えた。スイスは、繰り越し問題は包括的な観点から取り組むべきであると述べ、CDM に取って代わるのは、異質な複数の炭素市場の“西の荒野”であると述べた。EU、ニュージーランド、スイス及び オーストラリアは、CDMクレジット需要の維持が重要であると強調した。

ロシアは、2020年以降の法的レジームにスムーズに移行するためには、第2約束期間に参加しない締約国を孤立化させてはいけないと述べた。南アフリカ（アフリカン・グループの立場）及び AOSISは、第2約束期間の締約国だけが柔軟性メカニズムにアクセスできるようにするべきだと主張した。ニュージーランドは、CDMへのアクセス自体は、第2約束期間への参加を各国に誘導するものではないと述べた。セネガルは、LDCの立場から、京都トラックで動きがなければその他のトラックでは重要な動きは望めないと指摘した。

マーシャル諸島は、5ヶ年の約束期間に対する同国のポジションは、緩和の野心によって促進されるものであり、交渉トラックと対称的なのではないと述べ、緩和の野心引上げに関する自発的なプロセスをめぐる懸念を表明した。

廊下にて

ADPについては、両共同議長が参加した日曜の非公式協議は有益で生産的であったとの感想が聞かれた。“ドーハで体系的な議論を行うための方法について検討を開始する水曜日からの議論が大変だろう”と非公式協議の当事者の一人が語った。2013年の作業計画の問題で何らかの“肉付け”ができるか思案し、一連のワークショップが善後策として適当ではないかと示唆した。しかし、その一方で、“交渉の準備ができてない一



Earth Negotiations Bulletin
Bangkok Climate Change Conference - August 2012
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg17i/>

一般財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

部の参加者のために交渉が滞っている。ここバンコク会合の趣旨さえ個人的には未だ掴めないでいる”と嘆息をもらす参加者もあった。

午前に多数の出席者を集めたカタールの次期COP 18/CMP 8議長主催によるドーハに寄せる締約国とオブザーバーの期待に関するオープンエンドな非公式協議に続き、いわゆる“顔合わせ”のミーティングが行われた。最初に行われたオープニングのプレナリーでは、それぞれのAWGが注目されたが、これらのオープンエンドな協議は出席者にとって相互に応援するような形でAWGすべてに対する各自の期待をつなげる機会となった。次期COP議長のブリーフィングと各国の意見発表を聞いた後、2、3のオブザーバーは「一部のアラブの国は間もなくNAMAを提出するのかもしれない」との思いにとらわれたようで、あるオブザーバーは、“間違いなく幾つかの国はこのステップを踏む構えのように見えるし、それぞれ国内で高度な政治的支持を待っているだけの状況だ”と 楽観的な見通しを示した。

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.